

## 事務局だより

令和6年9月号

8月は連日、猛烈な暑さとなり、特に屋外での就業は、大変厳しいものとなりました。就業いただいた会員の皆さまには、厚くお礼申し上げます。

また月末には、猛烈な台風10号が九州に上陸し、各地で災害が発生しました。近年の異常気象を痛感させられる月となりました。

そういった影響もあり、今年は就業中の事故が多発しました。8月号で報告しましたとおり、7月30日には、「安全・適正就業委員会」を開催し、安全就業の徹底をお願いしたところですが、その後も事故が発生しています。これまでの事故発生状況について報告します。ご参照いただき安全就業の徹底を改めてお願い申し上げます。なお、今回、報告する事故については、事務局に連絡があったものだけです。そのほかにも事故が発生していることも考えられます。就業に当たっては、安全第一を心がけていただくようお願い申し上げます。

また、全国シルバー人材センター事業協会の「安全就業ニュース8月号」には、除草作業の就業中に熱中症により会員さんが死亡されたという痛ましい事故の報告もありました。まだまだ暑い日が続きますので、熱中症への予防対策もよろしくをお願いします。



## 事故の発生状況について

令和6年度（9月1日現在）の事故の発生状況について報告します。  
これまで、傷害事故8件、賠償事故4件が発生しています。

事故の内容	発生日	性別	年齢	仕事の内容	事故状況
傷害 通院6日	R6.5.9	男	68	草刈	私有地道路の法面を草刈中、足場が悪く滑ったとき、踏ん張ることができず左足を捻挫した。(左足首捻挫)
傷害 入院中	R6.6.10	男	71	学校環境整備	職員室の高い位置にある扇風機の故障を椅子に乗って確認しようとして転落した。学校より直接、別府整形外科へ連れて行ってもらった。 6/11手術(左大腿頸部骨折)
傷害 通院1日	R6.6.25	男	72	植木剪定・屑処理	剪定作業中の植木の中にクマ蜂の巣があり、右手、右肩合計8カ所刺された(蜂刺され)
傷害 通院1日	R6.7.6	男	74	草刈	草刈作業中にアブに両手を刺され、熱が出た。 (アブ刺され)
傷害 通院2日	R6.7.11	男	74	草刈	草刈作業中に蜂に右耳を2カ所刺された。 (蜂刺され)
傷害 通院2日	R6.7.12	男	81	草刈	草刈作業中に蜂に右手甲を2カ所刺された。 (蜂刺され)
傷害 通院1日	R6.7.20	男	74	草刈・屑処理	草刈作業中にアブに左手甲を2カ所刺された。 (アブ刺され)
傷害 通院1日	R6.8.8	男	74	草刈・屑処理	草刈作業中に蜂に右手肘付近と右手二の腕の2カ所刺された。 (蜂刺され)
賠償	R6.6.13	男	74	草刈	製作所工場内で草刈作業中に刈払機による飛び石で建物の窓ガラスを直撃した。 (1カ所破損)
賠償	R6.7.10	男	69	草刈	草刈作業中に刈払機による飛び石で、他の会員の軽トラック運転席側ガラスが割れていた。 (ガラス損壊)
賠償	R6.7.18	男	80	植木剪定・屑処理	植木剪定中、自宅敷地外の共同井戸から庭へ水を引いている塩ビパイプを折損した。 (塩ビパイプ折損)
賠償	R6.8.19	男	80	植木剪定・屑処理	シルバーの作業車を駐車する際に、運転席側のミラーを壁にぶつけ、ミラーが根元から折れた。 (ドアミラー破損)

(※事務局への事故報告があり、事務局でシルバー保険適用分などを記載)

★就業中に事故が発生したら、直ぐに事務局へご連絡ください★

シルバー保険が下記の場合に適用されます。

- ・傷害保険～会員本人が身体に傷害を受けた場合  
熱中症も補償の対象となります。
- ・賠償責任保険～会員が就業中に他人の身体、財物に損害を与えた場合

注) シルバー保険は、交通事故(物損・人身)は対象となりません。

就業中又は就業途上において、自動車やバイク・自転車などを起因とした賠償事故が発生した場合は、自動車などの自賠責保険や任意保険が優先されるため、ご自身が加入している自動車などの保険で対応してください。

# 11月より「フリーランス法」が施行されます

※同封のパンフレット「会員の皆さまへ」をご参照ください。

11月1日に施行される「フリーランス法」の施行に伴い、全国のシルバー人材センターでは、請負・委任の形態で就業する契約（剪定・除草をはじめほとんどの契約が該当します。）について、契約方法の見直しを行う方針となりました。

佐賀県内のシルバー人材センターでは、令和7年4月を目途に契約方法の見直しを検討されているところが多い状況です。鹿島市シルバー人材センターも令和7年4月を目標に契約方法の見直しを検討してまいります。

全国シルバー人材センター事業協会で会員の皆さま用の標準的なパンフレットの提供がありましたので、会員の皆さまへ同封します。

パンフレットの契約方法の見直しによる現行との変更点「**1**会員とセンターの関係」にありますように、「形式的には発注者と会員との間で契約関係が生じることになりますが、実務面では現在と基本的に変わるところはありません。会員が安心して働くことができる環境の確保等についても、現在と同じようにセンターが責任をもって対応します。」となっています。

会員の皆さまにおかれましては、フリーランス法の趣旨を受けて、シルバー事業における契約方法について見直しを行うこと、また見直し内容についてご理解とご協力をお願いするものです。今後、鹿島市シルバー人材センターでは、事務局、役員、理事会等で契約方法の見直しをスムーズにできるよう検討してまいります。会員の皆さまにも情報提供をいたしますので、ご協力をお願い申し上げます。

## 佐賀県最低賃金が引き上げられます

新聞報道などによると、佐賀地方最低賃金審議会は8月20日、佐賀県内の2024年度の最低賃金を時給で900円を56円増（引き上げ率6.22%）の956円に引き上げるよう、佐賀労働局長に答申されました。

早ければ10月17日から適用されるとのことです。

これにより、シルバー派遣事業により就業の会員の皆さんは、最低賃金が適用されることとなりますので、派遣先で最低賃金に達していない事業所へは、料金改定のお願いをすることとなります。

また、請負・委任により就業されている会員の皆さんの配分金について、見積基準等は、地域の最低賃金や業界の一般的な基準を参考にして見直すことが必要とされており、今後、配分金などの見積基準額について、総務部会で検討し、理事会の承認を経て、配分基準額の決定後、発注者さんへ料金値上げの通知を行い、来年4月から新たな配分基準額で請け負うこととなります。

最低賃金については、昨年に引き続き、大幅な引き上げとなる予定で、センターへの仕事の依頼にも影響があるのではないかと予想されますので、今後、総務部会、理事会でしっかり検討してまいります。

（佐賀労働局 ホームページより）→

厚生労働省  
**佐賀労働局**

**Press Release**

佐賀労働局発表  
令和6年8月20日(火)

【照会先】  
佐賀労働局労働基準部資金室  
室長 北村 雅道  
室長補佐 岩竹 健太郎  
(電話) 0952-32-7179

報道関係者 各位

**佐賀県最低賃金の56円引上げ時間額956円に**  
— 佐賀地方最低賃金審議会答申 —

佐賀地方最低賃金審議会(会長 甲斐今日子)は、本日、佐賀労働局長(城 寿克)に対し、佐賀県最低賃金を56円引き上げて、時間額を956円に改正するのが適当であるとの答申を行いました。

- 審議会においては、去る7月11日に佐賀労働局から「佐賀県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、その後、7月25日に中央最低賃金審議会から示された目安答申を参照しつつ、現下の最低賃金を取り巻く状況等を勘案し、専門部会を開催して、慎重に調査審議を重ねた結果、本日の答申を行ったものです。
- 佐賀労働局としては、この答申を踏まえ、本年度の佐賀県最低賃金の改正に係る手続きを進めることとしており、早ければ10月17日にも新たな金額が発効します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最低賃金額	792円	821円	853円	900円	956円
対前年度上昇率	0.25%	3.66%	3.90%	5.51%	6.22%
対前年度上昇額	2円	29円	32円	47円	56円

## 受講生募集!

令和6年度厚生労働省委託事業  
高齢者活躍人材確保育成事業

**武雄会場**

### 福祉車両送迎運転者講習 受講生募集中!

定員 10名

10月16日(水)・17日(木)  
(2日間)

講師 武雄市旧山内庁舎  
(武雄市山内町大字三間坂甲13800)

締切 10月3日(木) 必着

対象者 (1)佐賀県在住で原則60歳以上の方  
(2)受講後、シルバー人材センターに入会を希望される方

受講料 無料

お申し込みなど詳しくは、下記又は各地のシルバー人材センターへ  
(公社)佐賀県シルバー人材センター連合会  
TEL:0952-20-2011 FAX:0952-20-2015

令和6年度厚生労働省委託事業  
「高齢者活躍人材確保育成事業」

「福祉車両送迎運転者講習」日程表

【武雄会場】

日付	時間	講習内容	会場
10/16 (水)	8:30~8:45	受付	佐賀市旧山内庁舎
	8:45~9:00	開講式・オリエンテーション	
	9:00~10:00	移動サービス編組・法令等	
	10:00~10:10	休憩	
	10:10~11:00	リスクの備えと対応	
	11:00~11:10	休憩	
	11:10~12:00	移動サービスの運転に必要な知識と備え	
	12:00~13:00	昼食・休憩	
	13:00~14:30	移動サービスで使用する車両(セダン含む)	
	14:30~14:40	休憩	
10/17 (木)	14:40~15:30	登録や許可を要しない運送の形態	武雄市旧山内庁舎
	15:30~	乗務連絡	
	9:00~10:20	障害者の知識及び利用者理解(セダン含む)	
	10:20~10:30	休憩	
	10:30~12:30	搬送技術及び介護技術(講習含む)	
	12:30~13:30	昼食・休憩	
	13:30~15:00	福祉自動車等の運転方法等講習(セダン等乗務員講習含む)	
	15:00~15:10	移動・休憩	
	15:10~15:30	運転技術講習	
	15:30~	閉講式・入会説明会等	

令和6年度厚生労働省委託事業  
高齢者活躍人材確保育成事業

**佐賀会場**

### 刈払機安全講習 受講生募集中!

定員 10名

12月6日(金)

講師 キヤタビラー九州(株) 佐賀教習センター  
(佐賀市久保町大字久富2944)

締切 11月26日(火) 必着

対象者 (1)佐賀県在住で原則60歳以上の方  
(2)受講後、シルバー人材センターに入会を希望される方

受講料 無料

お申し込みなど詳しくは、下記又は各地のシルバー人材センターへ  
(公社)佐賀県シルバー人材センター連合会  
TEL:0952-20-2011 FAX:0952-20-2015

令和6年度厚生労働省委託事業  
「高齢者活躍人材確保育成事業」

「刈払機安全講習」日程表

【佐賀会場】

日付	時間	講習内容	会場
12/6 (金)	8:00~8:15	受付	キヤタビラー九州株式会社 佐賀教習センター
	8:15~8:30	開講式・オリエンテーション	
	8:30~9:30	刈払機に関する基礎知識	
	9:40~10:40	刈払機を使用する作業に関する基礎知識	
	10:50~11:20	刈払機の点検及び整備に関する知識	
	11:20~11:50	乗務講習及びその予備に関する知識	
	13:00~14:00	乗務講習及びその予備に関する知識	
	14:10~14:40	乗務講習及びその予備に関する知識	
	14:40~15:10	開講式(学時)	
	15:20~16:20	刈払機の作業	
16:20~17:00	閉講式・入会説明会等		

※受講を希望される方は、9月30日(月)までに 事務局 土井まで

※受講を希望される方は、11月21日(木) 事務局 土井まで